

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年1月9日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社CORE

【届出者の住所又は所在地】 岐阜県大垣市久徳町100番地

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】 03-6250-6200(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 志賀 裕二 / 同 田原 史

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社CORE
(岐阜県大垣市久徳町100番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社COREをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、太平洋工業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)上許容される範囲で、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2026年1月9日付で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格を変更したこと、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー(以下「エフィッシモ」といいます。)との間で、エフィッシモが投資権限を有する対象者株式(以下「本不応募合意株式(エフィッシモ)」)といいますが、)の全てについて本公開買付けに応募しないものの、本公開買付けの決済の開始日後に対象者の株主を公開買付者のみとするために予定される対象者株式の株式併合に係る株主総会において当該株式併合に関連する各議案について賛成する旨を書面で合意したこと、及び本不応募合意株式(エフィッシモ)に係る議決権の数に相当する株式数のみ買付予定数の下限を引き下げることを決定したことに伴い、2025年7月28日付で提出した公開買付届出書(2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付、2025年10月23日付、2025年11月7日付、2025年11月21日付、2025年12月8日付及び2025年12月22日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を、本書提出日である2026年1月9日から10営業日を経過した日にあたる2026年1月26日まで延長し、合計119営業日とすることとなったことから、2025年7月28日付で提出した公開買付届出書の記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年7月28日付の公開買付開始公告(2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付、2025年10月23日付、2025年11月7日付、2025年11月21日付、2025年12月8日付及び2025年12月22日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、買付条件等の変更に伴い、公開買付届出書の添付書類である出資証明書及び融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である出資証明書及び融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

- (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

- (1) 公開買付条件等の変更の公告
- (2) 出資証明書
- (3) 融資証明書

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(訂正前)

(1) 本公開買付けの概要

< 中略 >

今般、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。))及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株主(以下に定義します。))が所有する対象者株式(以下「本不応募合意株式」といいます。))を除きます。))を取得し、対象者株式を非公開化するため、本取引の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

< 中略 >

公開買付者は、本公開買付けにおいて35,841,900株(所有割合：62.02%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の数の合計が買付予定数の下限(35,841,900株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(35,841,900株)以上の場合には応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(35,841,900株)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から対象者より報告を受けた2025年6月30日現在残存する本新株予約権の合計である1,184個の目的となる対象者株式数(118,400株)を控除(注7)した株式数(57,673,249株)に係る議決権数(576,732個)に3分の2を乗じた数(384,488個)(小数点以下を切り上げております。))より、本不応募合意株主が所有する対象者株式に係る議決権数の合計(25,825個)及び対象者から2025年6月30日現在残存するものと報告を受けた本譲渡制限付株式(91,900株)のうち本不応募合意株主(創業者)以外の対象者取締役が2025年6月30日現在保有している株式数(合計：24,400株、所有割合：0.04%)に係る議決権の数(244個)を控除(注8)した議決権数(358,419個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。))第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スキーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

< 中略 >

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。))を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続(以下「本スキーズアウト手続」といいます。詳細については、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。))を実施する予定です。

また、公開買付者は、最終的に公開買付者が対象者の唯一の株主となることを予定しており、かかる目的を達成する手段として、本スキーズアウト手続の完了を条件として、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とし、公開買付者の普通株式を対価とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。))を実施すること、及び本財団については、本株式交換の効力発生後において、公開買付者の普通株式は一切所有せず、公開買付者のC種優先株式のみを所有するために必要な手続を実施すること(以下「本株式交換等」といいます。))を予定しておりますが、本書提出日現在において、詳細については未定です(注11、注12、注13、注14)。

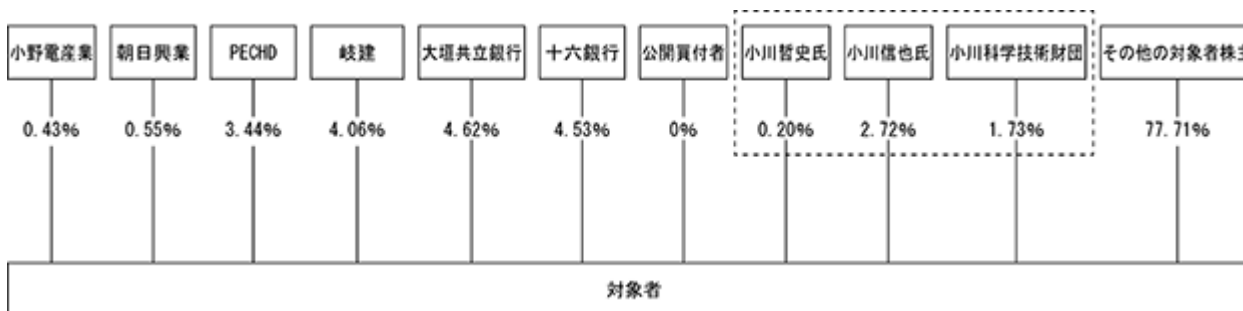
ただし、本公開買付けの結果、本不応募合意株主のいずれかが所有する対象者株式と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、又は、本株式併合の効力発生時点にかかる株主が生じることが見込まれる場合は、本株式併合の効力発生後において、かかる株主が対象者の株主として残存することがないよう、公開買付者は、かかる株主が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるような株式併合比率で本株式併合を行うことを対象者に要請することを予定しております。その場合、対象者の株主として残存しない本不応募合意株主は、本株式併合の完了後、実務上可能な限り速やかに、本株式併合の結果、その所有する対象者株式の対価として対象者から受領する金銭の全額(ただし、公租公課及び合理的な諸経費は控除します。)を公開買付者に対して再出資(以下「本再出資」といいます。)することを予定しており、対象者の株主として残存しない本不応募合意株主のうち、本創業家株主に対しては公開買付者の普通株式を、本財団に対しては公開買付者の無議決権株式であるC種優先株式を割り当てる予定です(注11、注12、注13)。

< 中略 >

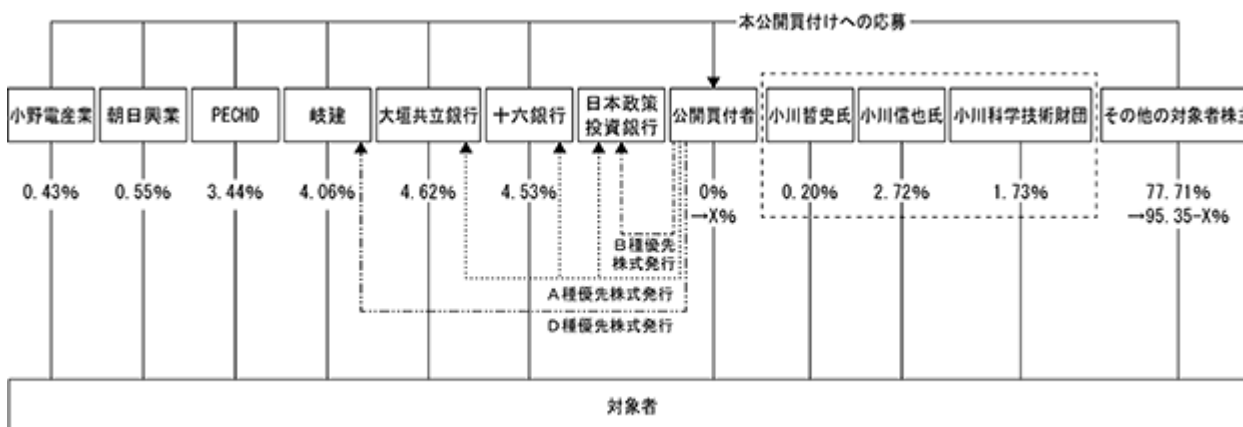
さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月8日以降、対象者の株主である小野電産株式会社(以下「小野電産」といいます。)(所有株式数:247,382株、所有割合:0.43%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年12月22日、小野電産との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意(小野電産)」)といたすこと、2025年12月22日、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年12月22日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月13日まで延長し、合計110営業日とすることといたしました。本応募合意(小野電産)の詳細につきましては、下記「(4)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

・ 現状(本書提出日現在)

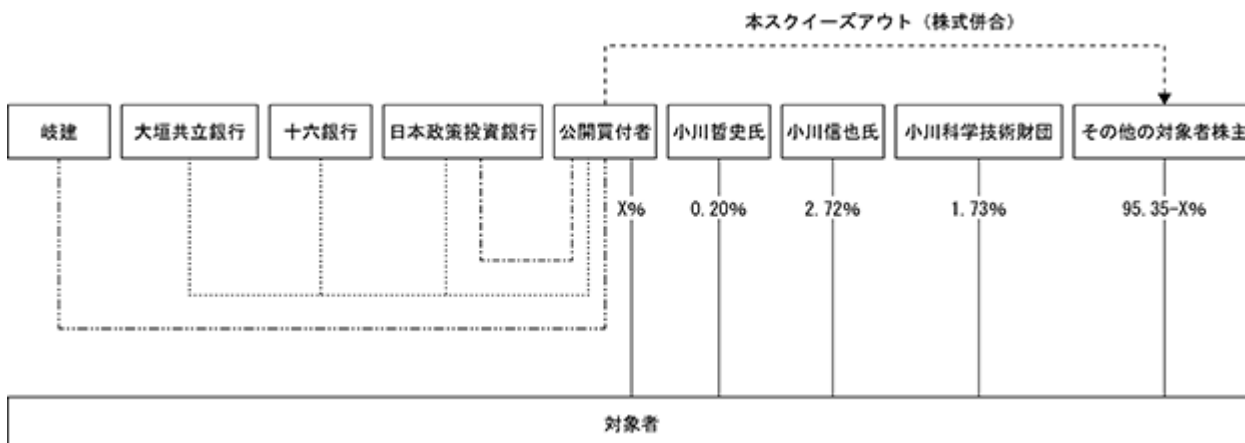


・ 本公開買付けの決済(2026年1月20日)



※X%は本公開買付けの応募株式数に係る所有割合

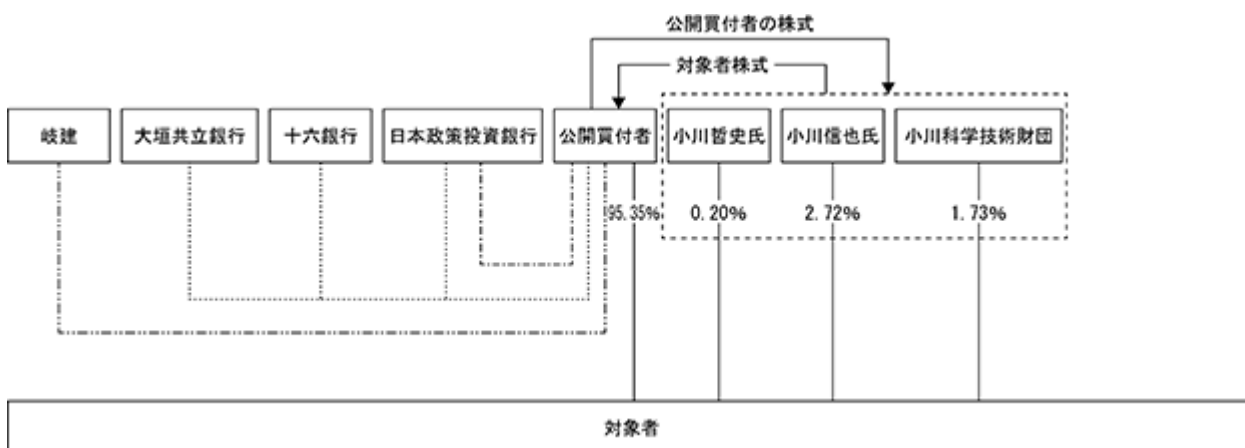
本スクイーズアウト手続の実施(2026年3月下旬~2026年5月中旬頃(予定))



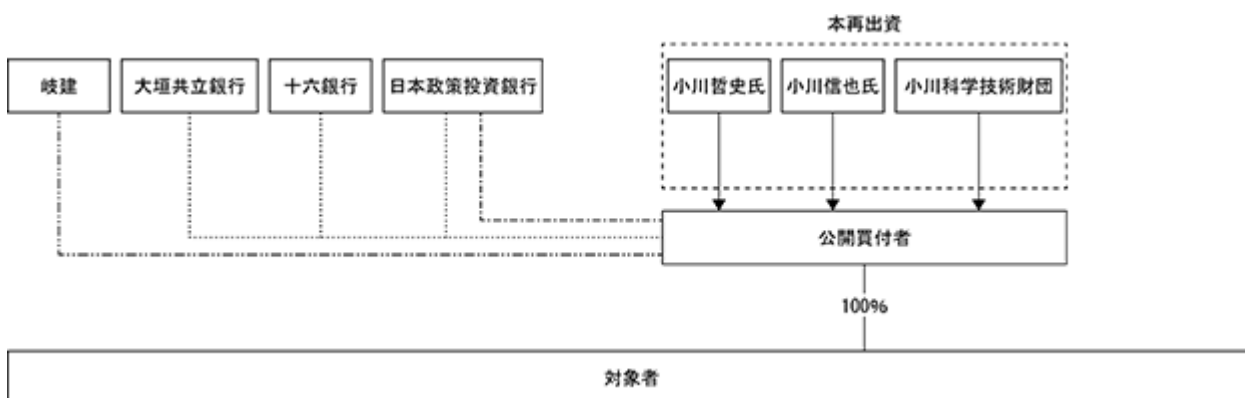
本株式交換等又は本再出資の実施

(本スクイーズアウト手続の完了後、実務上可能な限り速やかに実施。具体的な実施日程は未定)

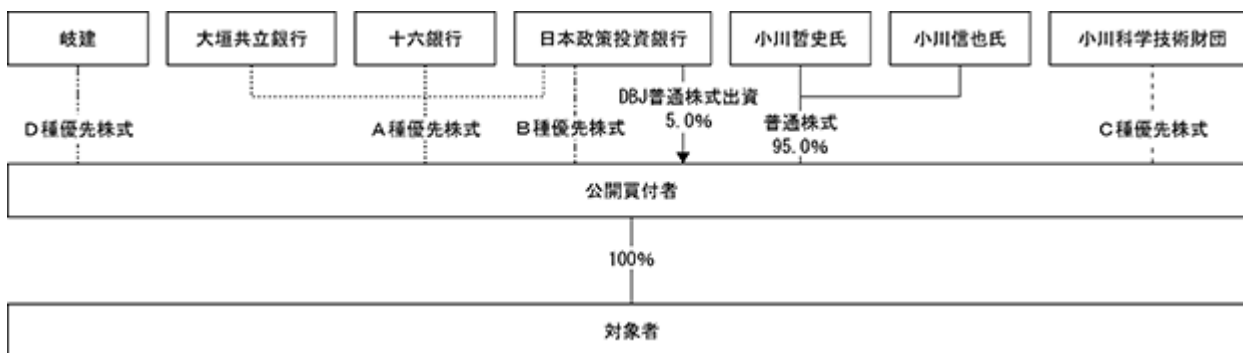
< 本株式交換等を実施する場合 >



< 本再出資を実施する場合 >



・ 本株式交換等又は本再出資の実施後



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

< 中略 >

本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,461円に対して99.79%、2025年7月24日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して113.53%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して121.64%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して117.67%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

< 中略 >

そこで、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、本買付価格変更及び本応募合意(岐建)を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2025年7月25日開催及び2025年10月23日開催の対象者取締役会における決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

なお、本買付価格変更後の対象者株式に係る市場株価が本買付価格変更後の本公開買付価格を上回って推移していること、及びエフィッシモを含む対象者の複数の株主から改めて対象者株式の価値算定を行うことに関するご意見があったことを踏まえ、対象者は、本買付価格変更後の本公開買付価格の妥当性を確認し、対象者の株主の皆様により一層の情報を提供するべく、2025年11月上旬に公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関としてプルータスを選任し、プルータスより2025年11月20日付で本追加株式価値算定書(プルータス)を取得したとのことです。概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

< 中略 >

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

< 中略 >

本応募合意(小野電産業)

公開買付者は、2025年12月22日、小野電産業との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えている一方で、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案すると、公開買付期間中に行った基準日設定公告に係る基準日を取り消した上で再度基準日設定公告を行わざるを得ない可能性も否定できず、対象者の株主の皆様の混乱を招かないようにする観点からは、対象者に対する基準日設定公告を行うことの要請を公開買付期間中ではなく本公開買付けの成立後に行うことが望ましいと判断したため、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年3月下旬～2026年4月中旬頃を予定しています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認を頂いた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認を頂いた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び本不応募合意株主のみが対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

< 中略 >

また、公開買付者は、最終的に公開買付者が対象者の唯一の株主となることを予定しており、かかる目的を達成する手段として、本スクイズアウト手続の完了を条件として、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とし、公開買付者の株式を対価とする本株式交換を実施することを予定しておりますが、本書提出日現在において、詳細については未定です。

ただし、本公開買付けの結果、本不応募合意株主のいずれかが所有する対象者株式と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、又は、本株式併合の効力発生時点でかかる株主が生じることが見込まれる場合は、本株式併合の効力発生後において、かかる株主が対象者の株主として残存することがないよう、公開買付者は、かかる株主が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるような株式併合比率で本株式併合を行うことを対象者に要請することを予定しております。この場合、公開買付者が対象者の唯一の株主となることを予定しており、本株式交換は行われないこととなります。

<後略>

(訂正後)

(1) 本公開買付けの概要

< 中略 >

今般、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。))及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株主(以下に定義します。)が所有する対象者株式及びエフィッシモ(以下に定義します。以下同じです。)が2026年1月9日時点で投資権限を有する対象者株式(以下「本不応募合意株式(エフィッシモ)」といい、本不応募合意株主が所有する対象者株式と本不応募合意株式(エフィッシモ)を総称して「本不応募合意株式」といいます。)を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化するため、本取引の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

< 中略 >

公開買付者は、本公開買付けにおいて25,337,400株(所有割合：43.84%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の数の合計が買付予定数の下限(25,337,400株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(25,337,400株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(25,337,400株)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から対象者より報告を受けた2025年6月30日現在残存する本新株予約権の合計である1,184個の目的となる対象者株式数(118,400株)を控除(注7)した株式数(57,673,249株)に係る議決権数(576,732個)に3分の2を乗じた数(384,488個)(小数点以下を切り上げております。)より、本不応募合意株主が所有する対象者株式及び本不応募合意株式(エフィッシモ)に係る議決権数の合計(130,870個)並びに対象者から2025年6月30日現在残存するものと報告を受けた本譲渡制限付株式(91,900株)のうち本不応募合意株主(創業家)以外の対象者取締役が2025年6月30日現在保有している株式数(合計：24,400株、所有割合：0.04%)に係る議決権の数(244個)を控除(注8)した議決権数(253,374個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主及びエフィッシモとの間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

< 中略 >

公開買付者は、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。詳細については、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を実施する予定です。

なお、公開買付者は、本公開買付けの開始時点においては、対象者の株主が公開買付者及び本不応募合意株主のみとなるように本スクイーズアウト手続を実施した上で、公開買付者が対象者の唯一の株主となるよう、本スクイーズアウト手続の完了を条件として、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とし、公開買付者の普通株式を対価とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施すること、及び本財団については、本株式交換の効力発生後において、公開買付者の普通株式は一切所有せず、公開買付者のC種優先株式のみを所有するために必要な手続を実施すること(以下「本株式交換等」といいます。))を予定しておりました(注11、注12、注13、注14)。

もっとも、2026年1月9日時点において、少なくとも本不応募合意株式(エフィッシモ)の数が各本不応募合意株主の保有する対象者株式の数のいずれをも上回ること及び本不応募合意(エフィッシモ)が行われたことから、本公開買付けの結果、本不応募合意株主のいずれかが所有する対象者株式と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、又は、本株式併合の効力発生時点でかかる株主が生じることが見込まれるため、本株式併合の効力発生後において、かかる株主が対象者の株主として残存することがないよう、公開買付者は、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるような株式併合比率で本株式併合を行うことを対象者に要請することを予定しております。その場合、本不応募合意株主は、本株式併合の完了後、実務上可能な限り速やかに、本株式併合の結果、その所有する対象者株式の対価として対象者から受領する金銭の全額(ただし、公租公課及び合理的な諸経費は控除します。)を公開買付者に対して再出資(以下「本再出資」といいます。)することを予定しており、本不応募合意株主のうち、本創業家株主に対しては公開買付者の普通株式を、本財団に対しては公開買付者の無議決権株式であるC種優先株式を割り当てる予定です(注11、注12、注13、注14)。

< 中略 >

さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月8日以降、対象者の株主である小野電産株式会社(以下「小野電産」といいます。)(所有株式数：247,382株、所有割合：0.43%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年12月22日、小野電産との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意(小野電産)」)といたすこと、2025年12月22日、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年12月22日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月13日まで延長し、合計110営業日とすることといたしました。本応募合意(小野電産)の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

また、公開買付者は、2025年10月17日以降、エフィッシモ(2026年1月9日時点の投資権限を有する株式数：10,504,500株、所有割合：18.18%)との間で複数回にわたって中長期的視点での対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現を目的とした建設的な対話を行って参りました。かかる対話において、投資先の株式を長期間保有することを投資方針としているエフィッシモからは、本取引に伴い、公開買付者が多額の資金の融資を受ける結果として対象者における金銭的負担も増大することが対象者の企業価値を毀損する可能性がある旨、本取引を実施せずに対象者の上場を維持することで長期的に実現し得る株式価値は本買付価格変更前の公開買付価格(2,050円)を上回る可能性がある旨などの指摘を受けました。

これを受けて、公開買付者は、エフィッシモからのかかる指摘を真摯に受けとめて、本取引が対象者の中長期的な企業価値向上に資するものと言えるかについて改めて検討を重ねました。このような検討を重ねても、公開買付者は、公開買付者に対する資金提供者との間で本取引を実施する意義・目的について長期間にわたって協議を続けてきた結果として、当該資金提供者から十分に理解を得た上で出資及び融資を受けており、当該資金提供者との間で対象者の事業を阻害するようなものではない内容で出資及び融資の金額その他の条件が合意されたことなどを踏まえると、公開買付者及び対象者における金銭的負担が対象者の中長期的な企業価値を毀損するものではないとの本公開買付け開始当初の考えが揺らぐことはありませんでした。さらに、対象者の置かれた事業環境を踏まえると対象者の中長期的な企業価値向上のための施策を可及的速やかにかつ機動的に実施する必要があり、そのためには、対象者の創業家一族かつ現代表取締役会長及び現代表取締役社長として、対象者グループの経営について最も深く理解している小川氏ら自らが所有と経営を一致させ、柔軟かつ機動的な経営判断を行うことが必要であることから、対象者の上場を維持せず本取引を通じて対象者を非公開化することが最適であるとの結論にも変更はありませんでした。

他方で、公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(2,050円)は対象者及び本特別委員会との複数回にわたる真摯かつ継続的な協議・交渉を経て合意した公正かつ妥当な価格であると考えていたものの、エフィッシモとの対話内容も踏まえ、対象者の一般株主の皆様からの利益の観点から、本公開買付けへの応募が対象者株式のより一層魅力的な売却機会となるよう、岐建からの出資を受け入れることにより2025年10月23日に本公開買付価格を2,919円まで引き上げております。特にエフィッシモからは、対象者の企業価値や株式価値の考え方について、投資家の視点で合理的と考える割引率や永久成長率等の前提条件を用いてディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析を実施した場合の価格レンジは本公開買付価格(2,919円)よりも高い水準まで捕捉するのではないかと指摘があり、公開買付者は、かかる指摘を真摯に受けとめた上で、投資家の考え得る対象者の株式価値に関して独自に試算を行いました(以下「本公開買付者試算」といいます。)。具体的には、割引率を6.5%~7.5%、永久成長率を0.0%~2.0%とし、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,904円~4,670円と試算しております。公開買付者は、本公開買付者試算の内容は、対象者の一般株主の皆様における応募の判断にあたって有用であり、本特別委員会にも共有をすることが望ましいと考えたことから、2025年12月3日、本特別委員会に対して本公開買付者試算の内容を説明いたしました。その詳細につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

もっとも、公開買付者においては、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況や対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格(2,919円)を上回って推移している状況を考慮するとともに、本公開買付者試算の結果に照らせば、対象者の株主や投資家の皆様からも更なるご理解を得て本公開買付けを早期に成立させるためには、本公開買付価格を2,919円からさらに引き上げ、対象者の株主の皆様に対してより高い金額での売却機会を提供することの必要性を認識し、さらなる検討を進めておりました。そのような状況において、2025年12月15日に対象者より、本公開買付者試算の内容も考慮の上で、対象者株式に係る市場株価が引き続き本公開買付価格(2,919円)を上回って推移していることから、対象者の株主の皆様により高い価格での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるために、本公開買付価格(2,919円)を見直すよう要望を受けました。その後、公開買付者は、かかる要望について真摯に検討した結果として、2026年1月9日付で、本公開買付価格を、2,919円から3,036円へ引き上げること(以下「第2回買付価格変更」といいます。)を決定いたしました。当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、公開買付者として、対象者の一般株主の皆様からのご理解を得て本公開買付けを早期に成立させる観点と、対象者の非公開化後の企業価値向上及び財務基盤の観点を両立させるために公開買付者として提示し得る最善の価格であって、投資家による対象者株式価値に対する合理的な期待感に沿った価格であることから、対象者株主の皆様に対して、より一層の対象者株式の魅力的な売却機会を提供するものであると考えております。また、当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、対象者が2025年10月27日付で公表した「2026年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された情報を使用して算出した場合の対象者株式1株当たり純資産額(3,035円)を上回るものとなります。

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(2,050円)及び第2回買付価格変更前の本公開買付価格(2,919円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる真摯かつ継続的な協議・交渉を経て合意した公正かつ妥当な価格であると考えていたところ、本買付価格変更及び第2回買付価格変更によりさらに対象者の一般株主の皆様にとって有利な価格となっており、また、対象者の非公開化後の企業価値向上及び財務基盤の観点を両立させるために公開買付者として提示し得る最善の価格であって、投資家による対象者株式価値に対する合理的な期待感に沿った価格であり、対象者株主の皆様に対して、より一層の対象者株式の魅力的な売却機会を提供するものであることを踏まえて、本公開買付価格(3,036円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を変更しないことの決定をしております。

公開買付者は、2025年10月17日以降、エフィッシモとの間で、同月21日、同月27日、同月31日、同年11月13日、同月27日の6回にわたり、本取引の実施が対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであり、かつ、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は公開買付者の提示する額として投資家による対象者株式価値に対する合理的な期待感を反映したレンジに収まった価格であると考えられること、そして小川氏は、本取引後も、対象者の中長期的な企業価値向上を目指しながら、本取引を支援していただいた対象者の一般株主や取引先、従業員、地域社会の皆様を含む全ての関係者の皆様に対しても、引き続き様々な形で貢献していく意向を強く持っていることについて、継続的に建設的な対話を続けて参りました。また、2026年1月8日、公開買付者は、第2回買付価格変更を行うことを前提に、エフィッシモとの間で改めて面談を行い、本取引を成立させた上で対象者の中長期的な企業価値向上に邁進していくこと、小川氏は、本取引後も、本取引を支援していただいた対象者の一般株主や取引先、従業員、地域社会の皆様を含む全ての関係者の皆様に対しても、対象者の事業活動を通じてより一層貢献していく意向を強く持っていることについて対話を行いました。上記のエフィッシモとの対話の中で、公開買付者は、本取引に賛同いただいている対象者の一般株主の皆様に加え、対象者の取引先や従業員、地域社会の皆様からも、本公開買付けの成立が見通せない状況の長期化や対象者の今後について心配する声が多数届いていることを共有いたしました。さらに、公開買付者は、対象者には小川氏らの創業家のもとに長い年月をかけて取引先や従業員、地域社会の皆様との間で信頼関係を築き上げてきた歴史があり、本取引は対象者の所有と経営の一致を目的として、そのような多くの関係者の方々からの深い理解と応援のもとに取り組みられてきたにもかかわらず、仮に本公開買付けが不成立に終わってしまえば、小川氏らに対する対象者の取引先、従業員、地域の皆様からの理解と応援に応えられず信頼は大きく損なわれること、その結果として対象者の今後の事業運営にも重大な支障を来し、対象者の企業価値が毀損されることにつながりかねないことを懸念していることを説明いたしました。そして、公開買付者としては本取引を何としても実現し、小川氏ら自らが所有と経営を一致させ、対象者の取引先との信頼関係を更に深めるとともに、対象者において柔軟かつ機動的な経営判断を行うことで対象者の事業を中長期的に成長させていくこと、対象者の従業員の皆様が続いて安心して働ける会社であり続けること、対象者の所属する地域社会に対しても従来以上に様々な形で貢献し、対象者が地域社会に愛され必要とされる会社であり続けることについて強い意向を持っていること、これらを通じて対象者の中長期的な企業価値向上のために全身全霊をかけて取り組んでいく覚悟であることを説明いたしました。その結果として、エフィッシモから、中長期的視点での対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現という目的のために公開買付者として真摯な対応を行っているとの評価をしていただいたものと理解しております。

上記の対話当初においては、エフィッシモは、対象者株式の上場維持を前提に長期保有し、大株主として対象者経営陣とともに中長期的視点での企業価値向上を目指していく方針を有しているとのことであり、公開買付者からの本取引の成立に向けた協力の要請に応じる意向はないとのことでしたが、上記の対話を経てエフィッシモから本取引を実施する意義・目的についてもご理解をいただくことができ、結果的にエフィッシモにとっては例外的な短期間での株式処分となとしても、本取引の成立に向けて協力することも検討いただけることとなったため、公開買付者はエフィッシモとの間で、本取引の成立に向けた協議を行って参りました。エフィッシモとの協議において、エフィッシモからは、その投資方針を踏まえて、本不応募合意株式(エフィッシモ)の全てについて本公開買付けに応募しないものの、本公開買付けが成立した場合の本臨時株主総会においてエフィッシモが本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成することを前提に、公開買付者が本公開買付けの買付予定数の下限を引き下げることで本公開買付けを成立させる方法による旨の打診がありました。公開買付者は、かかる取扱いについて、公開買付者における不利益は存在せず、また、本公開買付けが成立した場合に本スクイズアウト手続が実施されることが確実であり、少数株主の保護の観点からも特段懸念はないと考えられることから、2026年1月9日、エフィッシモとの間で、本不応募合意株式(エフィッシモ)の全てについて本公開買付けに応募しないものの、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意(以下「本不応募合意(エフィッシモ)」といいます。)いたしました。なお、エフィッシモは本スクイズアウト手続を通じてキャッシュ・アウトされることになり、エフィッシモが本公開買付け後に公開買付者又は対象者に対して再出資することや本不応募合意株式(エフィッシモ)を対象者が自己株式取得することは合意しておりません。本不応募合意(エフィッシモ)の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

また、公開買付者は、本不応募合意(エフィッシモ)が成立したことを受けて、2026年1月9日付で、本公開買付けにおける買付予定数の下限を、35,841,900株(所有割合：62.02%)から本不応募合意株式(エフィッシモ)に係る議決権の数(105,045個)に相当する株式数の10,504,500株(所有割合：18.18%)を控除した25,337,400株(所有割合：43.84%)へ変更すること(以下「本下限変更」といいます。)を決定いたしました。

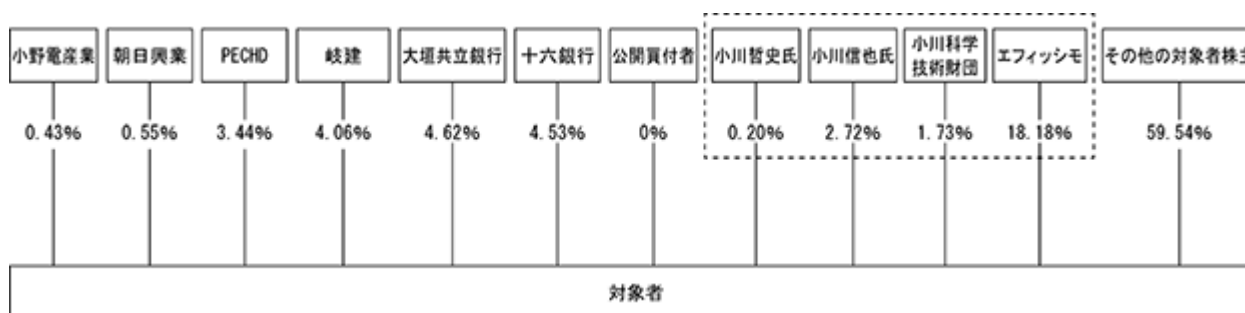
これらに伴い、公開買付者は、2026年1月9日、本書の訂正届出書(以下「2026年1月9日付訂正届出書」といいます。)を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2026年1月9日付訂正届出書の提出日である2026年1月9日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月26日まで延長し、合計119営業日とすることを決定いたしました。

なお、対象者が2026年1月9日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」(以下「2026年1月9日付プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、第2回買付価格変更及び本不応募合意(エフィッシモ)を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

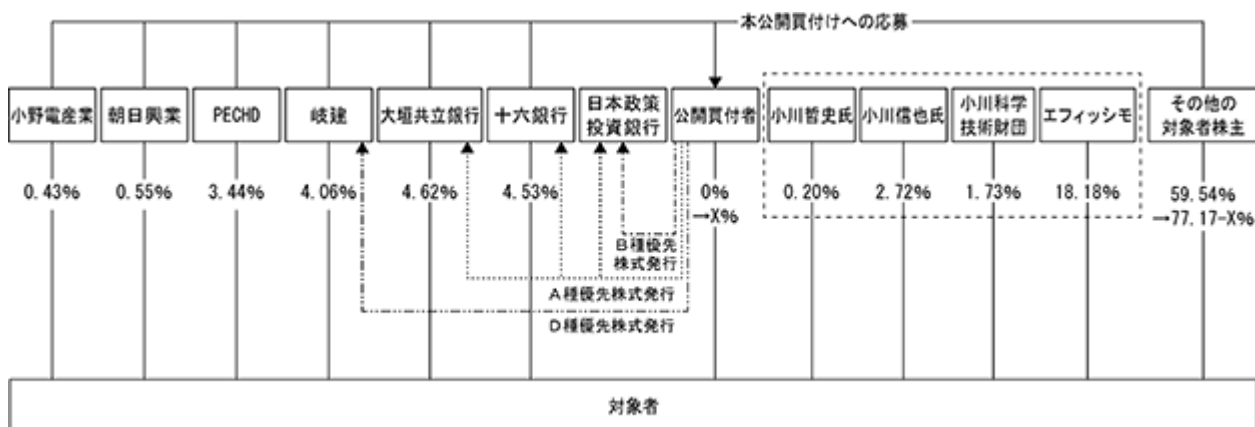
上記の2026年1月9日付対象者取締役会の決議の詳細については、2026年1月9日付プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

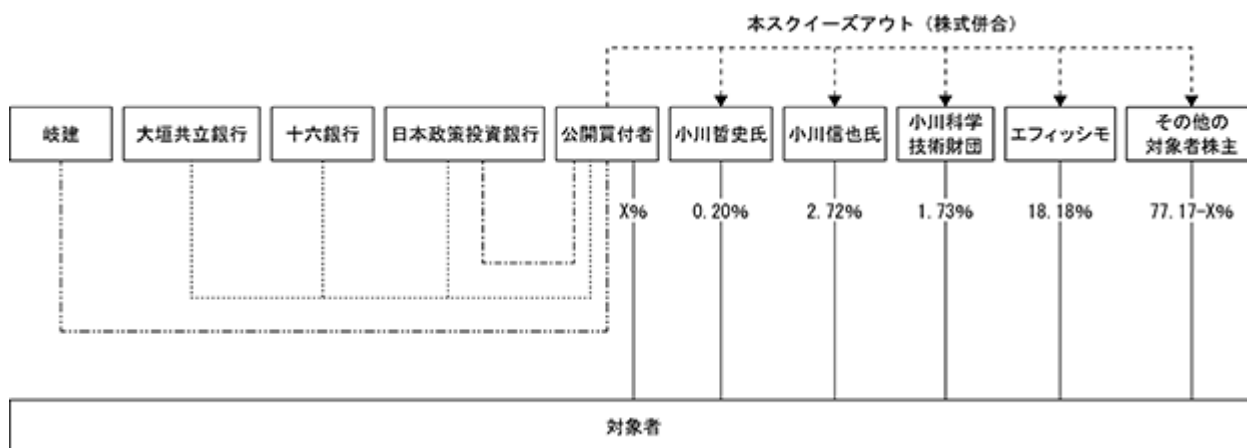
・ 現状(本書提出日現在)



・ 本公開買付けの決済(2026年2月2日)

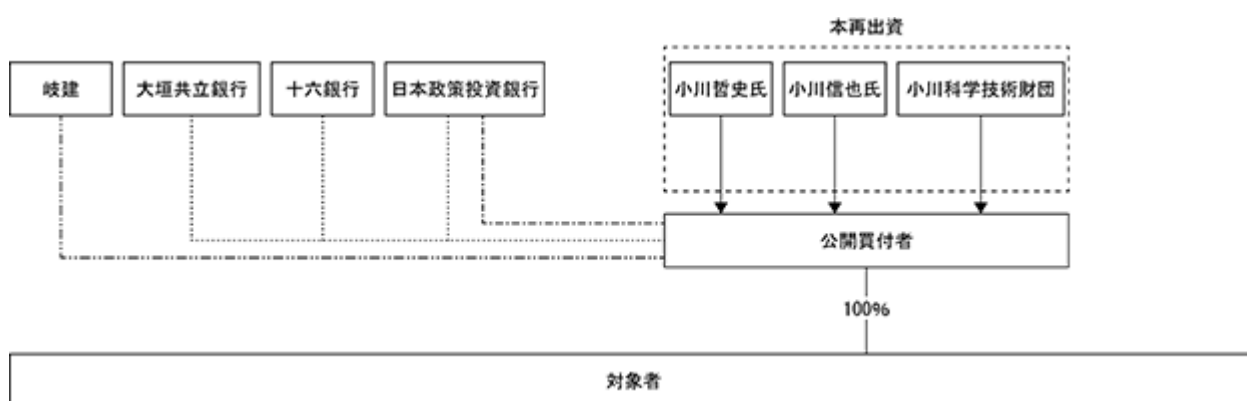


・ 本スクイーズアウト手続の実施(2026年3月中旬～2026年5月中旬頃(予定))

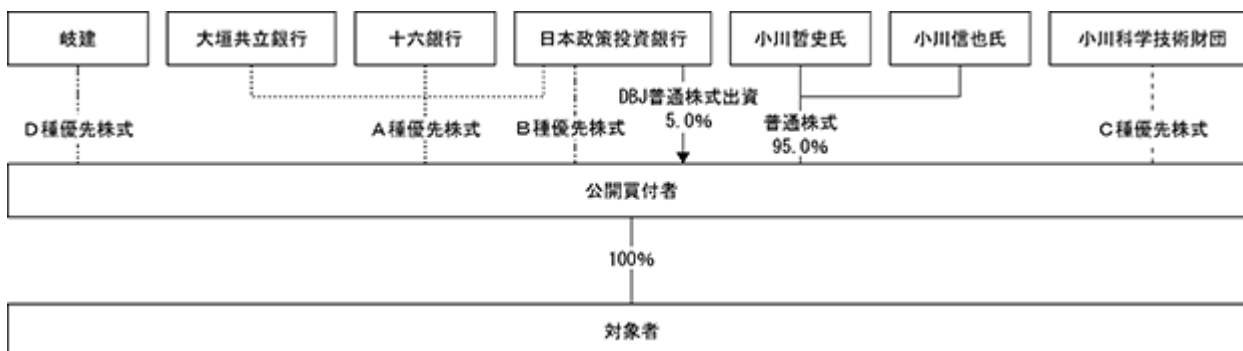


・ 本再出資の実施

(本スクイーズアウト手続の完了後、実務上可能な限り速やかに実施。具体的な実施日程は未定)



本再出資の実施後



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

< 中略 >

本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,461円に対して99.79%、2025年7月24日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して113.53%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して121.64%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して117.67%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

< 中略 >

その後、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、第2回買付価格変更前の本公開買付価格(2,919円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる真摯かつ継続的な協議・交渉を経て合意した公正かつ妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況や対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格(2,919円)を上回って推移している状況を考慮するとともに、本公開買付者試算の結果に照らせば、対象者の株主や投資家の皆様からも更なるご理解を得て本公開買付けを早期に成立させるためには、本公開買付価格を2,919円からさらに引き上げ、対象者の株主の皆様に対してより高い金額での売却機会を提供することの必要性を認識し、さらなる検討を進めておりました。そのような状況において、2025年12月15日に、対象者より、本公開買付者試算の内容も考慮の上で、対象者株式に係る市場株価が引き続き本公開買付価格(2,919円)を上回って推移していることから、対象者の株主の皆様により高い価格での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるために、本公開買付価格(2,919円)を見直すよう要望を受けました。その後、公開買付者は、同月18日に、かかる要望について真摯に検討した結果として、本公開買付価格を2,919円から3,036円に変更することを対象者及び本特別委員会に対して提案いたしました。当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、公開買付者として、対象者の一般株主の皆様からのご理解を得て本公開買付けを早期に成立させる観点と、対象者の非公開化後の企業価値向上及び財務基盤の観点を両立させるために公開買付者として提示し得る最善の価格であって、投資家による対象者株式価値に対する合理的な期待感に沿った価格であることから、対象者株主の皆様に対して、より一層の対象者株式の魅力な売却機会を提供するものであると考えております。また、当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、対象者第2四半期決算短信に記載された情報を使用して算出した場合の対象者株式1株当たり純資産額(3,035円)を上回るものとなります。なお、公開買付者は、上記提案において、かかる旨を対象者及び本特別委員会に対して説明しております。

そして、2025年12月18日、対象者及び本特別委員会から、かかる提案について慎重に検討した結果、本公開買付価格の3,036円への変更によって対象者の企業価値を毀損するおそれはなく、引き続き本取引は対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、当該変更は対象者の一般株主の皆様にも利益をもたらすものであると評価できるため、当該変更が行われた場合であっても、本公開買付けを含む本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されている旨の意見を変更する必要はないという結論に至ったとの回答を受領いたしました。その後、公開買付者は、2026年1月9日付で、第2回買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、本不応募合意(エフィッシモ)が成立したことを受けて、2026年1月9日付で本下限変更を決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年1月9日時点で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数(2026年1月8日時点)は27,200,724株であり、本下限変更後の本公開買付けにおける買付予定数の下限(25,337,400株)を上回ることを確認しており、本下限変更により、本公開買付けは成立することになります。

これに伴い、公開買付者は、2026年1月9日、2026年1月9日付訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2026年1月9日付訂正届出書の提出日である2026年1月9日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月26日まで延長し、合計119営業日とすることを決定いたしました。

第2回買付価格変更後の本公開買付価格(3,036円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,461円に対して107.80%、2025年7月24日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して122.09%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して130.52%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して126.40%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、第2回買付価格変更後の本公開買付価格(3,036円)は、より一層の対象者株式の魅力な売却機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

< 中略 >

そこで、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、本買付価格変更及び本不応募合意(岐建)を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、本買付価格変更後の対象者株式に係る市場株価が本買付価格変更後の本公開買付価格を上回って推移していること、及びエフィッシモを含む対象者の複数の株主から改めて対象者株式の価値算定を行うことに関するご意見があったことを踏まえ、対象者は、本買付価格変更後の本公開買付価格の妥当性を確認し、対象者の株主の皆様により一層の情報を提供するべく、2025年11月上旬に公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関としてブルータスを選任し、ブルータスより2025年11月20日付で本追加株式価値算定書(ブルータス)を取得したとのことです。概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

また、対象者は、本公開買付けの開始後、エフィッシモが2025年9月3日に対象者株式に係る大量保有報告書を提出したことを受け、同月以降、エフィッシモとの間で複数回の建設的な協議を実施し、エフィッシモから対象者の中長期的な企業価値向上策、本公開買付けに係る買付条件及び対象者株式の価値算定等に関するご意見を頂戴し、対象者は、本取引の意義、本公開買付価格の妥当性や対象者株式の価値算定に関する考え等を説明したとのことです。その後、本買付価格変更を受けて、エフィッシモより本特別委員会との面談の要請を受け、2025年10月29日以降、対象者及び本特別委員会は、エフィッシモとの間で複数回の面談を実施したとのことです。これらの協議並びに下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載する公開買付者とエフィッシモとの対話を踏まえた投資家の考え得る対象者株式の株式価値の検証及び確認を通じて、エフィッシモから投資家の考え得る対象者株式の株式価値についてご示唆をいただき、対象者は、対象者株式の株式価値に関して様々な評価があり得るものであり、多角的な検証を実施することは有益であるとの認識に至ったとのことです。

そこで、対象者は、2026年1月9日開催の対象者取締役会において、第2回買付価格変更及び本不応募合意(エフィッシモ)を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2025年7月25日、2025年10月23日及び2026年1月9日開催の対象者取締役会における決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

< 中略 >

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

< 中略 >

本応募合意(小野電産業)

公開買付者は、2025年12月22日、小野電産業との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しております。

本不応募合意(エフィッシモ)

公開買付者は、エフィッシモとの間で、2026年1月9日付で本不応募合意(エフィッシモ)を行っており、その内容は以下のとおりです。

(ア)本公開買付けへの不応募

エフィッシモは、自ら又はエフィッシモが投資運用するファンドその他のエフィッシモの関係者をして、エフィッシモが投資権限を有する本不応募合意株式(エフィッシモ)について本公開買付けに応募しない旨、及び第三者への譲渡その他の処分を行わない旨を合意しております。

また、エフィッシモは、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で、本取引と抵触し若しくは本取引の実行を困難若しくは不可能にする又はそのおそれのある一切の取引(第三者との間の合併・株式交換・会社分割等の組織再編行為を含む。)に関連する合意、提案、申込み、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない旨を合意しております。

(イ)本株式併合

エフィッシモは、自ら又はエフィッシモが投資運用するファンドその他のエフィッシモの関係者をして、エフィッシモが投資権限を有する本不応募合意株式(エフィッシモ)について、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合に伴い必要となる定款変更を行うことを内容とする議案(以下「本議案」といいます。)に賛成の議決権を行使する又は行使させるものとし、本議案と競合又は矛盾する株主提案については公開買付者と同一の内容で議決権を行使する又は行使させる旨、及びこれに違反する議決権行使結果が生じた場合、対象者が当該議決権行使結果に係る議決権行使を無効と扱うことについて合意しております。

(ウ)終了

公開買付者及びエフィッシモは、書面で終了について合意した場合、本公開買付けが成立せずに終了した場合又は本公開買付けの決済の開始日から6か月以内に本臨時株主総会が招集されない場合には本不応募合意(エフィッシモ)は自動的に終了する旨を合意しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者、本不応募合意株主及びエフィッシモは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」のとおり、本下限変更により、2026年1月9日時点で応募株券等の総数(2026年1月8日時点)が本公開買付けの買付予定数の下限を上回り、本公開買付けは成立することになることから、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年3月中旬～2026年4月上旬頃を予定しています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認を頂いた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認を頂いた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年7月28日(月曜日)から2026年1月13日(火曜日)まで(110営業日)
公告日	2025年7月28日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年7月28日(月曜日)から2026年1月26日(月曜日)まで(119営業日)
公告日	2025年7月28日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1株につき、金2,919円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき、金1円 第2回新株予約権 1個につき、金1円 第3回新株予約権 1個につき、金1円 第4回新株予約権 1個につき、金1円 第5回新株予約権 1個につき、金1円 第6回新株予約権 1個につき、金1円 第7回新株予約権 1個につき、金1円 第8回新株予約権 1個につき、金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	(1) 普通株式 <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>また、本買付価格変更後の本公開買付価格2,919円は、2025年10月23日付訂正届出書の提出日の前営業日である2025年10月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,703円に対して7.99%のプレミアムを加えた価格となります。</p> (2) 本新株予約権 <p>本新株予約権については、本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内において、本地位喪失行使条件を充足する場合に限り、本新株予約権を行使することができることとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、本新株予約権買付価格をいずれも1円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定していることから、本新株予約権買付価格を決定するに当たり、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p>
算定の経緯	(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯) <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,461円に対して99.79%、2025年7月24日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して113.53%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して121.64%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して117.67%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p style="text-align: center;">対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>なお、対象者は、本追加答申書提出以降も本特別委員会に対して、対象者の株価の推移及び公開買付者と対象者の大株主との間の協議の状況等について情報共有を行い、本特別委員会との間で継続的に協議を行ったとのことです。その後、対象者がブルーアスを第三者算定機関として選任し、本追加株式価値算定書(ブルーアス)を取得することとなったため、本特別委員会を開催した上で、本特別委員会は、ブルーアスの独立性及び専門性の確認を行った上で、対象者に提出された本追加株式価値算定書(ブルーアス)及びその前提となる事業計画に不合理な点がないことを確認しているとのことです。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p>

対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認

対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本買付価格変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものの否かについて、慎重に協議・検討をしたとのことです。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の

「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年7月25日開催の対象者取締役会において、対象者の経営課題の解決及び株主様への利益還元のための提供という観点から、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本株式価値算定書の算定結果、本買付価格変更前の本公開買付価格のプレミアム水準、公開買付者との交渉過程及び本買付価格変更前の本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本買付価格変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2025年7月25日及び2025年10月23日開催の対象者取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、小川氏らを除く7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っているとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長である小川信也氏及び対象者の代表取締役社長である小川哲史氏は、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定していることから、本取引において対象者と利益相反又はそのおそれがあることを踏まえて、上記2025年7月25日及び2025年10月23日開催の対象者取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に係る検討並びに公開買付者との協議及び交渉は一切参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、110営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

	<p>マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を満たす買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式及び本新株予約権を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限(35,841,900株、所有割合：62.02%)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、小川信也氏の所有株式数1,573,305株(所有割合：2.72%)、小川哲史氏の所有株式数：116,127株(所有割合：0.20%)及び本財団の所有株式数1,000,000株(所有割合：1.73%)並びに岐建の所有株式数2,344,994株(所有割合：4.06%)、P E Cホールディングスの所有株式数1,987,000株(所有割合：3.44%)、朝日興業の所有株式数319,346株(所有割合：0.55%)及び小野電産業の所有株式数247,382株(所有割合：0.43%)の合計株式数(7,588,154株)を控除した株式数(50,203,495株)の過半数に相当する株式数(25,101,748株、所有割合：43.43%)を上回っております。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式及び本新株予約権の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(訂正後)

株券	普通株式 1株につき、金3,036円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき、金1円 第2回新株予約権 1個につき、金1円 第3回新株予約権 1個につき、金1円 第4回新株予約権 1個につき、金1円 第5回新株予約権 1個につき、金1円 第6回新株予約権 1個につき、金1円 第7回新株予約権 1個につき、金1円 第8回新株予約権 1個につき、金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>また、本買付価格変更後の本公開買付価格2,919円は、2025年10月23日付訂正届出書の提出日の前営業日である2025年10月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,703円に対して7.99%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>その後、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、第2回買付価格変更前の本公開買付価格(2,919円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる真摯かつ継続的な協議・交渉を経て合意した公正かつ妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況や対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格(2,919円)を上回って推移している状況を考慮するとともに、本公開買付者試算の結果に照らせば、対象者の株主や投資家の皆様からも更なるご理解を得て本公開買付けを早期に成立させるためには、本公開買付価格を2,919円からさらに引き上げ、対象者の株主の皆様に対してより高い金額での売却機会を提供することの必要性を認識し、さらなる検討を進めておりました。そのような状況において、2025年12月15日に、対象者より、本公開買付者試算の内容も考慮の上で、対象者株式に係る市場株価が引き続き本公開買付価格(2,919円)を上回って推移していることから、対象者の株主の皆様により高い価格での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるために、本公開買付価格(2,919円)を見直すよう要望を受けました。その後、公開買付者は、かかる要望について真摯に検討した結果として、2026年1月9日付で、第2回買付価格変更を決定いたしました。当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、公開買付者として、対象者の一般株主の皆様からのご理解を得て本公開買付けを早期に成立させる観点と、対象者の非公開化後の企業価値向上及び財務基盤の観点を両立させるために公開買付者として提示し得る最善の価格であって、投資家による対象者株式価値に対する合理的な期待感に沿った価格であることから、対象者株主の皆様に対して、より一層の対象者株式の魅力的な売却機会を提供するものであると考えております。また、当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、対象者第2四半期決算短信に記載された情報を使用して算出した場合の対象者株式1株当たり純資産額(3,035円)を上回るものとなります。</p> <p>これに伴い、公開買付者は、2026年1月9日、2026年1月9日付訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2026年1月9日付訂正届出書の提出日である2026年1月9日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月26日まで延長し、合計119営業日とすることを決定いたしました。</p>

	<p>第2回買付価格変更後の本公開買付価格(3,036円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,461円に対して107.80%、2025年7月24日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して122.09%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して130.52%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して126.40%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、第2回買付価格変更後の本公開買付価格(3,036円)は、より一層の対象者株式の魅力的な売却機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</p> <p>また、第2回買付価格変更後の本公開買付価格(3,036円)は、2026年1月9日付訂正届出書の提出日の前営業日である2026年1月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値3,135円に対して3.16%ディスカウントをした価格となります。</p> <p>(2) 本新株予約権</p> <p>本新株予約権については、本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内において、本地位喪失行使条件を充足する場合に限り、本新株予約権を行使することができることとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、本新株予約権買付価格をいずれも1円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定していることから、本新株予約権買付価格を決定するに当たり、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>< 中略 ></p> <p>本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,461円に対して99.79%、2025年7月24日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して113.53%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して121.64%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して117.67%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</p> <p>その後、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、第2回買付価格変更前の本公開買付価格(2,919円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる真摯かつ継続的な協議・交渉を経て合意した公正かつ妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況や対象者株式に係る市場株価が本公開買付価格(2,919円)を上回って推移している状況を考慮するとともに、本公開買付者試算の結果に照らせば、対象者の株主や投資家の皆様からも更なるご理解を得て本公開買付けを早期に成立させるためには、本公開買付価格を2,919円からさらに引き上げ、対象者の株主の皆様に対してより高い金額での売却機会を提供することの必要性を認識し、さらなる検討を進めておりました。そのような状況において、2025年12月15日に、対象者より、本公開買付者試算の内容も考慮の上で、対象者株式に係る市場株価が引き続き本公開買付価格(2,919円)を上回って推移していることから、対象者の株主の皆様により高い価格での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるために、本公開買付価格(2,919円)を見直すよう要望を受けました。その後、公開買付者は、同月18日に、かかる要望について真摯に検討した結果として、本公開買付価格を2,919円から3,036円に変更することを対象者及び本特別委員会に対して提案いたしました。当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、公開買付者として、対象者の一般株主の皆様からのご理解を得て本公開買付けを早期に成立させる観点と、対象者の非公開化後の企業価値向上及び財務基盤の観点を両立させるために公開買付者として提示し得る最善の価格であったと、投資家による対象者株式価値に対する合理的な期待感に沿った価格であることから、対象者株主の皆様に対して、より一層の対象者株式の魅力的な売却機会を提供するものであると考えております。また、当該変更後の本公開買付価格(3,036円)は、対象者が2025年10月27日付で公表した「2026年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された情報を使用して算出した場合の対象者株式1株当たり純資産額(3,035円)を上回るものとなります。なお、公開買付者は、上記提案において、かかる旨を対象者及び本特別委員会に対して説明しております。</p>

そして、2025年12月18日、対象者及び本特別委員会から、かかる提案について慎重に検討した結果、本公開買付価格の3,036円への変更によって対象者の企業価値を毀損するおそれではなく、引き続き本取引は対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、当該変更は対象者の一般株主の皆様にも利益をもたらすものであると評価できるため、当該変更が行われた場合であっても、本公開買付けを含む本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されている旨の意見を変更する必要はないという結論に至ったとの回答を受領いたしました。その後、公開買付者は、2026年1月9日付で、第2回買付価格変更を決定いたしました。

これに伴い、公開買付者は、2026年1月9日、2026年1月9日付訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2026年1月9日付訂正届出書の提出日である2026年1月9日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月26日まで延長し、合計119営業日とすることを決定いたしました。

第2回買付価格変更後の本公開買付価格(3,036円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年7月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,461円に対して107.80%、2025年7月24日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して122.09%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,317円に対して130.52%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して126.40%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、第2回買付価格変更後の本公開買付価格(3,036円)は、より一層の対象者株式の魅力的な売却機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

< 中略 >

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

< 中略 >

なお、対象者は、本追加答申書提出以降も本特別委員会に対して、対象者の株価の推移及び公開買付者と対象者の大株主との間の協議の状況等について情報共有を行い、本特別委員会との間で継続的に協議を行ったとのことです。その後、対象者がブルータスTMを第三者算定機関として選任し、本追加株式価値算定書(ブルータス)を取得することとなったため、本特別委員会を開催した上で、本特別委員会は、ブルータスの独立性及び専門性の確認を行った上で、対象者に提出された本追加株式価値算定書(ブルータス)及びその前提となる事業計画に不合理な点がないことを確認しているとのことです。

本特別委員会は、2025年12月3日開催の第17回特別委員会にて、公開買付者から要請のあった投資家の考え得る対象者株式の株式価値の検証及び確認に関して、本特別委員会が行うことは対象者の一般株主の利益に資すると判断をしたことから、当該要請に応じるとともに、公開買付者とエフィッシモとの対話を踏まえて公開買付者が独自に試算した本公開買付者試算についての説明を受けたとのことです。

本公開買付者試算は、公開買付者がエフィッシモを含む投資家との対話に基づき把握した、投資家目線での対象者の企業価値や株式価値に関する捉え方、及び対象者に関する公開情報その他の上場会社に関する情報等も踏まえ、DCF法に基づき作成されたものであり、その主な前提条件として、WACCを6.5%~7.5%、永久成長率を0.0%~2.0%としております。

本公開買付者試算による対象者株式の株式価値は、2,904円~4,670円であり、かかる試算は投資家の視点で合理的と考える割引率や永久成長率等の前提条件を用いてDCF分析を実施した場合の価格レンジであるとの説明を受けたとのことです。

本特別委員会は、本公開買付者試算の前提条件や各種パラメータの設計について、公開買付者と質疑応答を実施し、山田コンサルの助言を踏まえ、本公開買付者試算は対象者株式の株式価値に関する一つの試算結果として十分に合理的なものであるとの判断を行ったとのことです。

以上を踏まえて、本特別委員会は以下の結論に至ったとのことです。

- ・ 一般株主の利益を確保するために検討を行う立場にある本特別委員会としては、投資家目線での企業価値や株式価値に関する捉え方は尊重するべきであり、本公開買付者試算のような評価を行う投資家がいることを想定した上で、その観点も踏まえた検証を実施することは有益であることを認識するに至った。すなわち、本公開買付者試算の内容について、投資家としての立場に立った上での対象者株式の株式価値に対する目線として十分に合理的なものであると考えられ、公開買付者及び対象者が本公開買付者試算の内容を公表することは、本公開買付けへの応募を判断する対象者株主の利益により一層資するものであると考える。

- ・ なお、本買付価格変更後の本公開買付価格である2,919円は、本公開買付者試算の下限に近い水準であるものの、公開買付者からは、対象者の一般株主の皆様の本買付価格変更前の本公開買付価格(2,050円)より高い金額での売却機会を提供し、対象者の一般株主の皆様からのご理解を得て本公開買付けの成立可能性を高める観点に加え、本取引後の対象者の企業価値向上及び財務基盤の観点から、公開買付者として提示しうる最善の価格であること、並びに公開買付者としては、本取引後も、対象者の中長期的な企業価値向上を目指しながら、本取引を支援していただいた対象者の一般株主や顧客、取引先、従業員、地域社会の皆様を含む全ての関係者の皆様に対しても、引き続き様々な形で貢献していく意向を強く持っていることについて説明がなされ、その内容に不合理な点はないものと考えます。
- ・ 他方、本買付価格変更前の本公開買付価格である2,050円は、公開買付者において投資家目線で実施した本公開買付者試算の下限を大きく下回るものである。加えて、本取引の公表以降、対象者株式に係る市場株価が本買付価格変更前の本公開買付価格(2,050円)を上回って推移したこと、複数の対象者株主から本買付価格変更前の本公開買付価格(2,050円)が対象者の株式価値を十分に反映していないとの意見があったこと、また、公開買付者においても、対象者株式に係る市場株価の推移や対象者株主からの同様の指摘を受けたことを背景に、結果として金融機関及び第三者資本を活用した調達を実現し、2,050円を大きく上回る2,919円まで本公開買付価格を引き上げたことは事実である。
- ・ これらを踏まえると、結果として、本買付価格変更前の本公開買付価格(2,050円)は投資家による対象者株式の株式価値に対する合理的な期待感に沿った価格であったとは言いがたいと見え、この事実については本特別委員会として真摯に受け止める必要があると考える。本特別委員会としては、本取引の公表以前のプロセスについては「公正なM&Aの在り方に関する指針」及び「企業買収における行動指針」を含めた、直近における本取引と類似の取引における一般的なプラクティスに基づき、公正性の担保と株主共同の利益の確保を図るべく検討を進めてきた。しかしながら、上記の事実を踏まえれば、そうした一般的プラクティスの範囲にとどまらない、投資家目線を一層尊重したベスト・プラクティスの追求ないしは確立、例えば、投資家目線の価格の考え方や価値算定に対する積極的な外部からの情報収集、かかる情報を踏まえた、より投資家目線に立った公開買付者に対する価格交渉に向けた対象者への要請あるいは本特別委員会による直接の価格交渉(公開買付者による第三者資本活用の検討要請を含む。)の実施、(投資家からの声を受けて対象者が追加的に実施したような)複数の第三者算定機関からの算定書の取得、積極的マーケット・チェックの実施等を行っていれば、当初から本買付価格変更後の本公開買付価格(2,919円)による公開買付けを実現できていた可能性が考えられ、本取引公表以降の株価推移や複数の株主からの指摘といった状況を招くことはなかったのではないかと考える。
- ・ 結論として、本特別委員会は、本公開買付者試算を踏まえ、本買付価格変更後の本公開買付価格である2,919円は引き続き対象者株主に対する応募推奨に足りる価格であると評価できると判断する。その上で、本特別委員会は、公開買付者及び対象者が本公開買付者試算を公表することは、対象者株主が本公開買付けに応募するかどうかの判断材料となるものであり、加えて、今後の本取引と類似した取引において、上場企業においてより良いプロセスが実現されることに繋がるよう、本取引を通じて得た本特別委員会としての気付きを対外的に共有することは有意義であることから、その概要を開示することが望ましいと考える。

対象者は、その後も、本特別委員会に対して、対象者の株価の推移及び公開買付者と対象者の大株主との間の協議の状況等について情報共有を行い、本特別委員会との間で継続的に協議を行ったとのこと。その後、公開買付者により第2回買付価格変更に係る提案がなされる可能性が生じたことを受け、本特別委員会に対して、第2回買付価格変更を前提としても、上記答申内容に変更がないかにつき意見を求めたところ、本特別委員会は、2025年12月18日及び2026年1月9日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、2026年1月9日付で、対象者取締役会に対して、第2回買付価格変更を前提としても上記答申内容に変更はない旨の追加の答申書(以下「本追加答申書(2)」)といひます。)を提出したとのこと。答申の理由を含む本追加答申書(2)の内容は、以下のとおりとのことです。

(a) 答申内容

第2回買付価格変更を前提としても、本答申書(本追加答申書の内容を含み、以下(a)及び(b)において同じ。)において対象者取締役会に答申した意見に変更はない。

(b) 答申理由

(b)-1 本買付価格変更の公表後に生じた各種事象

本特別委員会は、本答申書において対象者取締役会に答申した意見を変更する必要性の有無を判断するため、対象者に対して、本買付価格変更の公表後に生じた各種事象についての説明を求めた。これに対して対象者から、本買付価格変更の公表後に生じた事象として、公開買付者との間で、2025年10月下旬以降、対象者株式に係る市場株価の推移及び公開買付者と対象者の大株主との間の協議の状況等について共有を受けてきたこと、その結果、2025年12月18日、公開買付者から第2回買付価格変更について提案を受けたこと、第三者から、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を困難にする又はその合理的なおそれのある取引に係る買収提案等を受けていないこと、対象者が作成した本事業計画の内容には変更は生じていないこと等についての説明があった。

本特別委員会は、改めて、これらの事象が対象者の業況や本取引に与える影響等について慎重に議論した。その結果、本特別委員会は、対象者の説明に不合理な点は見当たらず、総合的にみて、本買付価格変更の公表後に生じた各種事象は、対象者が従来目指してきた企業価値向上に重大な影響を与えるものではないと判断した。

(b)-2 本取引の目的は合理的と認められる(本取引が対象者の企業価値向上に資する)旨の意見の変更の要否

本特別委員会は、本特別委員会における慎重な議論を通じて、本買付価格変更の公表後に生じた各種事象を踏まえても、対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じていないと判断した。

そして、本特別委員会は、第2回買付価格変更を前提としても、本答申書において本特別委員会が判断した、本取引の実行は対象者が認識する経営課題の解決に資することが認められること、他の手法と比較して本取引によることも相当であると考えられること、本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられないことについては、いずれも本追加答申書(2)作成時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。なお、本答申書において述べたとおり、公開買付者らは、本取引に係る必要資金をLB0ローンと優先株式により調達することを想定しているところ、公開買付者によれば、第2回買付価格変更に当たって、本公開買付けに係る公開買付者への資金提供者である金融機関からの支援金額の引上げを予定しているとのことである。もっとも、公開買付者によれば、かかる支援金額の引上げの内容は対象者が保有する非事業用の換金可能資産等を見合いとする短期借入を主としており、対象者の事業運営に悪影響を及ぼすことがない範囲で実施していくことが前提であるとのことであり、対象者の非公開化を目的とする一連の取引に伴う金融機関からの借入等の負担に関しては、第2回買付価格変更に係る本公開買付価格を前提とした場合においても、対象者の事業運営に支障を来すものではないと考えているとのことである。かかる説明に不合理な点は認められない。

また、公開買付者によれば、第2回買付価格変更は、本公開買付けの成立可能性を高めることを企図して行われるものとのことであり、かかる説明に不合理な点は認められない。第2回買付価格変更が一般株主の利益にも配慮した形でなされるものであれば、第2回買付価格変更により本公開買付けの成立可能性が向上することは、対象者の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、一般株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいものと考えられる。

以上より、本特別委員会は、本取引の目的は合理的と認められる(本取引が対象者の企業価値向上に資する)旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(b)-3 本公開買付けを含む本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されている旨の意見の変更の要否

公開買付価格の変更は、本取引の条件の妥当性が確保されているかどうかの判断に影響を与える可能性があるものであるところ、第2回買付価格変更は、公開買付価格を引き上げるものである。

そして、第2回買付価格変更に係る本公開買付価格3,036円は、対象者が、山田コンサルより、2025年7月24日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本株式価値算定書における市場株価法、類似会社比較法、DCF法のいずれによって算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの上限も大きく上回る価格である。

さらに、第2回買付価格変更に係る本公開買付価格3,036円は、東京証券取引所プライム市場における本答申書の提出日の直前営業日の対象者株式の終値1,461円に対して107.80%、直前営業日の過去1ヶ月の平均終値1,367円に対して122.09%、直前営業日の過去3ヶ月の平均終値1,317円に対して130.52%、直前営業日の過去6ヶ月の平均終値1,341円に対して126.40%のプレミアムを加えた金額となっている。これは、本答申書の作成までに山田コンサルから説明があった、2019年6月28日から2025年5月15日までに公表されたMB0の一環として行われる公開買付けにおける事例167件における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム水準と比して、相当に高い水準であるといえる。

加えて、第2回買付価格変更に係る本公開買付価格3,036円は、対象者の2025年9月30日現在の1株当たり純資産額である3,035円を上回っている。なお、純資産額は、対象者の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないという前提に変更はない。

また、第2回買付価格変更に係る本公開買付価格3,036円は、公開買付者がエフィッシモを含む投資家との対話に基づき把握した、投資家目線での対象者の企業価値や株式価値に関する捉え方、及び対象者に関する公開情報その他の上場会社に関する情報等も踏まえて独自に試算し、本特別委員会が公開買付者から説明を受けた、DCF法による試算に基づく対象者株式の1株当たり株式価値のレンジに含まれている。

以上より、本特別委員会は、第2回買付価格変更は対象者の一般株主に利益をもたらすものであると評価することができるため、本公開買付けを含む本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されている旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(b)-4 本取引に係る手続の公正性が確保されている旨の意見の変更の要否

本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性の確保については、本特別委員会が本答申書で指摘した、()特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得、()意思決定のプロセス、()独立した法律事務所からの助言の取得、()独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、()マーケット・チェック、()マジョリティ・オブ・マイノリティ、()一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上、並びに()強圧性の排除の各項目の内容について、いずれも(但し、()については本答申書作成日時点でのものとして)本追加答申書(2)作成日時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。

以上より、本特別委員会は、本取引に係る手続の公正性が確保されている旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(b)-5 本取引の決定は対象者の一般株主にとって公正であると考えられる旨の意見の変更の要否

本特別委員会としては、本諮問事項 乃至 において検討を要請されている事項が、本諮問事項 を検討する際の考慮要素になるものと考えているところ、本特別委員会における検討の結果、本諮問事項 乃至 について、いずれも本答申書における意見を変更する必要はないと認められることは、上記(b)-2乃至(b)-4において述べたとおりである。

以上から、本特別委員会は、本諮問事項 についても、本取引の決定は対象者の一般株主にとって公正であると考えられる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(b)-6 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねることは、相当である旨の意見の変更の要否

本特別委員会としては、本諮問事項 乃至 において、本取引の目的の合理性、本取引に係る取引条件の妥当性及び本取引に係る手続の公正性が確認され、かつ、本取引の決定が対象者の一般株主にとって公正であることが確認されることにより、本諮問事項 を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、本諮問事項 乃至 について、いずれも本答申書における意見を変更する必要はないと認められることは、上記(b)-2乃至(b)-5において述べたとおりである。

以上から、本特別委員会は、本諮問事項 についても、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねることは、相当である旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(c) 定義

本書の他の記載にかかわらず、上記(a)及び(b)において、以下に掲げる用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

- ・ 公開買付者ら 対象者の代表取締役会長である小川信也氏、対象者の代表取締役社長である小川哲史氏及び公開買付者の総称
- ・ 本取引 対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株主が所有する対象者株式及び本不応募合意株式(エフィッシモ)を除く。)を取得し、対象者株式を非公開化するための取引

< 中略 >

対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認

対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本買付価格変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討をしたとのことです。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年7月25日開催の対象者取締役会において、対象者の経営課題の解決及び株主様への利益還元のための提供という観点から、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本株式価値算定書の算定結果、本買付価格変更前の本公開買付価格のプレミアム水準、公開買付者との交渉過程及び本買付価格変更前の本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本買付価格変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

さらにその後、対象者は、2026年1月9日開催の対象者取締役会において、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2025年7月25日、2025年10月23日及び2026年1月9日開催の対象者取締役会においては、対象者の取締役9名のうち、小川氏らを除く7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っているとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長である小川信也氏及び対象者の代表取締役社長である小川哲史氏は、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定していることから、本取引において対象者と利益相反又はそのおそれがあることを踏まえて、上記2025年7月25日、2025年10月23日及び2026年1月9日開催の対象者取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に係る検討並びに公開買付者との協議及び交渉は一切参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、119営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を満たす買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式及び本新株予約権を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限(25,337,400株、所有割合：43.84%)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、小川信也氏の所有株式数1,573,305株(所有割合：2.72%)、小川哲史氏の所有株式数：116,127株(所有割合：0.20%)、本財団の所有株式数1,000,000株(所有割合：1.73%)及び本不応募合意株式(エフィッシモ)の数10,504,500株(所有割合：18.18%)並びに岐建の所有株式数2,344,994株(所有割合：4.06%)、P E Cホールディングスの所有株式数1,987,000株(所有割合：3.44%)、朝日興業の所有株式数319,346株(所有割合：0.55%)及び小野電産業の所有株式数247,382株(所有割合：0.43%)の合計株式数(18,092,654株)を控除した株式数(39,698,995株)の過半数に相当する株式数(19,849,498株、所有割合：34.35%)に岐建、P E Cホールディングス、朝日興業及び小野電産業の所有株式数の合計株式数(4,898,722株)を加算した株式数(24,748,220株、所有割合：42.82%)を上回っております。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式及び本新株予約権の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、対象者の少数株主の皆様を重視したものであると考えております。なお、対象者の株主である大垣共立銀行及び十六銀行は公開買付者と利害関係を有しない独立した第三者であり、応募合意その他の本取引に係る重要な合意を行っておらず、本第三者割当増資は公開買付者に対する本取引の実行に必要な資金への充当を目的とするものであることから、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of minority)」条件の判断における、公開買付者と利害関係を有する対象者の株主に該当しません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	55,209,117(株)	35,841,900(株)	(株)
合計	55,209,117(株)	35,841,900(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(35,841,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(35,841,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数(55,209,117株)を記載しております。なお、当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、本不応募合意株式の数(2,582,532株)を控除した株式数です。
- (注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	44,704,617(株)	25,337,400(株)	(株)
合計	44,704,617(株)	25,337,400(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(25,337,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(25,337,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数(44,704,617株)を記載しております。なお、当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、本不応募合意株式の数(13,087,032株)を控除した株式数です。
- (注5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	552,091
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,184
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)	26,894
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	1,069
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)	576,158
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	95.53
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(55,209,117株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(118,400株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等のうち本不応募合意株式以外の株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)」のうち本不応募合意株式に係る議決権の数(25,825個)のみを分子に加算しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年6月16日に提出した第101期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、本譲渡制限付株式、単元未済株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)に係る議決権の数(577,916個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	447,046
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,184
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)	131,939
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	1,069
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)	576,158
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	77.35
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(44,704,617株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(118,400株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等のうち本不応募合意株式以外の株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)」のうち本不応募合意株式に係る議決権の数(130,870個)のみを分子に加算しております。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年6月16日に提出した第101期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、本譲渡制限付株式、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)に係る議決権の数(577,916個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	161,155,412,523
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	240,000,000
その他(円)(c)	19,700,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	161,415,112,523

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(55,209,117株)に、本公開買付価格(2,919円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	135,723,217,212
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	210,000,000
その他(円)(c)	21,700,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	135,954,917,212

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(44,704,617株)に、本公開買付価格(3,036円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

(訂正前)

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間：7年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3)ブリッジローン 借入期間：1年(期限一括返済) 金利：貸付実行日に三菱UFJ銀行が公表する 短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 45,200,000 (2) タームローンB 105,600,000 (3)ブリッジローン 35,500,000
計(b)				186,300,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、186,300,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年10月23日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、2025年10月23日現在において、その充足が困難と考えられるものはございません。

(注2) 上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費のほか、対象者の既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

<後略>

(訂正後)

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間：7年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3)ブリッジローン 借入期間：1年(期限一括返済) 金利：貸付実行日に三菱UFJ銀行が公表する 短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 45,200,000 (2) タームローンB 105,600,000 (3)ブリッジローン 42,300,000
計(b)				193,100,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、193,100,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年1月9日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定であり、2026年1月9日現在において、その充足が困難と考えられるものはありません。

(注2) 上記金額には、本取引に要する資金及び本取引に付随する諸経費のほか、対象者の既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

<後略>

【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
DBJによるA種優先株式の引受による出資(注1)	5,000,000
DBJによるB種優先株式の引受による出資(注1)	5,000,000
大垣共立銀行によるA種優先株式の引受による出資(注2)	10,000,000
十六銀行によるA種優先株式の引受による出資(注3)	5,000,000
岐建によるD種優先株式の引受による出資(注4)	20,000,000
計(d)	45,000,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、DBJから、5,000,000千円を限度としてA種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書及び5,000,000千円を限度としてB種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書をそれぞれ2025年10月23日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、大垣共立銀行から、10,000,000千円を限度としてA種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年10月23日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、十六銀行から、5,000,000千円を限度としてA種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年10月23日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、岐建から、20,000,000千円を限度としてD種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年10月23日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

内容	金額(千円)
DBJによるA種優先株式の引受による出資(注1)	5,000,000
DBJによるB種優先株式の引受による出資(注1)	5,000,000
大垣共立銀行によるA種優先株式の引受による出資(注2)	10,000,000
十六銀行によるA種優先株式の引受による出資(注3)	5,000,000
岐建によるD種優先株式の引受による出資(注4)	20,000,000
計(d)	45,000,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、DBJから、5,000,000千円を限度としてA種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書及び5,000,000千円を限度としてB種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書をそれぞれ2026年1月9日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、大垣共立銀行から、10,000,000千円を限度としてA種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年1月9日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、十六銀行から、5,000,000千円を限度としてA種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年1月9日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、岐建から、20,000,000千円を限度としてD種優先株式引受による出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年10月23日付で取得しております。また、当該出資に係る投資契約において、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。なお、公開買付者は、岐建から、本不応募合意(エフィッシモ)の内容を踏まえても、上記金額を限度として出資を行う用意があり、上記出資証明書は引き続き有効である旨の回答を2026年1月9日付で得ています。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

231,300,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

238,100,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年1月20日(火曜日)

(訂正後)

2026年2月2日(月曜日)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(35,841,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(35,841,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(25,337,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(25,337,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2025年7月28日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25,825(個)	(個)	_(個)
新株予約権証券	1,069(個)		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	26,894		—
所有株券等の合計数	26,894		
(所有潜在株券等の合計数)	(1,069)		

(訂正後)

(2026年1月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25,825(個)	(個)	<u>105,045</u> (個)
新株予約権証券	1,069(個)		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	26,894		<u>105,045</u>
所有株券等の合計数	<u>131,939</u>		
(所有潜在株券等の合計数)	(1,069)		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(2025年7月28日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	25,825(個)	(個)	_(個)
新株予約権証券	1,069(個)		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	26,894		—
所有株券等の合計数	<u>26,894</u>		
(所有潜在株券等の合計数)	(1,069)		

(訂正後)

(2026年1月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	25,825(個)	(個)	<u>105,045</u> (個)
新株予約権証券	1,069(個)		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	26,894		<u>105,045</u>
所有株券等の合計数	<u>131,939</u>		
(所有潜在株券等の合計数)	(1,069)		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

(訂正前)

【特別関係者】

< 中略 >

【所有株券等の数】

< 後略 >

(訂正後)

【特別関係者】

< 中略 >

(2026年1月9日現在)

氏名又は名称	エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エル ティーディー (Effissimo Capital Management Pte Ltd)
住所又は所在地	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)
職業又は事業の内容	投資顧問業
連絡先	連絡者 高坂 卓志 連絡場所 260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855) 電話番号 +65 67330309
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主 としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

< 中略 >

エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー

(2026年1月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	___(個)	___(個)	105,045(個)
新株予約権証券	___(個)	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	—	—	105,045
所有株券等の合計数	105,045	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	—	—	—

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、対象者の株主である小川信也氏(所有株式数：1,573,305株、所有割合：2.72%)及び小川哲史氏(所有株式数：116,127株、所有割合：0.20%)との間で、2025年7月25日付で本不応募合意(創業家)を行っております。また、公開買付者は、対象者の株主である本財団(所有株式数：1,000,000株、所有割合：1.73%)との間で、2025年7月25日付で本不応募合意(財団)を行っております。

本不応募合意(創業家)及び本不応募合意(財団)の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の株主である小川信也氏(所有株式数：1,573,305株、所有割合：2.72%)及び小川哲史氏(所有株式数：116,127株、所有割合：0.20%)との間で、2025年7月25日付で本不応募合意(創業家)を行っております。また、公開買付者は、対象者の株主である本財団(所有株式数：1,000,000株、所有割合：1.73%)との間で、2025年7月25日付で本不応募合意(財団)を行っております。さらに、公開買付者は、対象者の株主であるエフィッシモ(2026年1月9日時点の投資権限を有する株式数：10,504,500株、所有割合：18.18%)との間で、2026年1月9日付で本不応募合意(エフィッシモ)を行っております。

本不応募合意(創業家)、本不応募合意(財団)及び本不応募合意(エフィッシモ)の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(訂正前)

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年7月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

その後、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、これら対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年7月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

その後、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

さらにその後、対象者は、2026年1月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、これら対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

<後略>

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年1月9日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年7月28日付「公開買付開始公告」(2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付、2025年10月23日付、2025年11月7日付、2025年11月21日付、2025年12月8日付及び2025年12月22日付で行った「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 出資証明書

公開買付者が買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が株式会社日本政策投資銀行、株式会社大垣共立銀行及び株式会社十六銀行よりそれぞれ取得したA種優先株式に係る出資証明書並びに株式会社日本政策投資銀行より取得したB種優先株式に係る出資証明書に変更がありましたので、添付の出資証明書と差し替えます。

(3) 融資証明書

公開買付者が買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が株式会社三菱UFJ銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。